

前払金の使途拡大について

地方自治法施行規則の一部改正（平成28年5月27日公布。適用は平成28年4月1日から）に伴い、現場管理費、一般管理費等を含む、工事の施工に係る費用全般について前払いをすることができることとされました。

これを受けて川崎市契約規則第6号様式「川崎市工事請負契約約款」の第38条（前払金の使用等）を平成28年9月1日付けで改正し、平成28年9月1日以降に入札公告、指名通知を行う案件から前払金の使途を拡大いたします。

また、国土交通省より前払金の特例措置についての通知「平成28年度における公共工事の前金払の特例に係る取扱について（通知）」（平成28年5月27日付け国土建第123号）を受けて、川崎市における前払金の特例措置の取扱いについても下記のとおり定めましたのでお知らせいたします。

川崎市契約規則第6号様式「川崎市工事請負契約約款」の第38条（前払金の使用等）

【改正前】 第38条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。



【改正後】 第38条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

前払金の特例措置の取扱いの概要

- 平成28年9月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に係る前払金が対象です。
- 現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金の100分の25です。
- 取扱い通知は工事約款とともに契約書に綴ることになります。

問い合わせ先
川崎市役所財政局契約課
電話044-200-2098